

«郵送提出用»確認票

○必要書類の確認

対象者	必要書類	チェック
全員	① 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（両面）2枚 ※児童1名につき、1部必要	<input type="checkbox"/>
	② 令和7年度新座市保育施設利用申込確認票(ダウンロード可) ※児童1名につき、1部必要	<input type="checkbox"/>
	③ 保育の必要性の事由に応じた書類 ※兄弟姉妹同時申請の場合、1部は原本、1部はコピーで可 【就労】 被雇用者：就労証明書(ダウンロード可) ※不規則勤務の場合は直近3か月のシフト表添付 自営業者：就労証明書(ダウンロード可)、就労状況申告書(ダウンロード可)、 自営の証明となるもの（直近の確定申告書の写し） ※事業主が保護者の 父母に当たる場合も含む 内職：就労証明書(ダウンロード可)、就労状況申告書(ダウンロード可)、 発注等の実績を証明する書類 【妊娠・出産】母子健康手帳（表紙・分娩予定日記載のページ）の写し 【疾病・障がい】市指定の診断書(ダウンロード可)又は障がい者手帳の写し 【介護・看護】介護・看護状況申告書(ダウンロード可)、被介護者・看護者の診断書又は障がい者手帳の写し 【求職活動】求職活動調書兼就労誓約書(ダウンロード可) 【就学】在学証明書又は学生証の写し、1週間の授業日数及び時間がわかる書類 【その他】（ ）	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
	④ 保護者の個人番号（マイナンバー）が確認できる証明書 い　　・個人番号（マイナンバー）カードの両面の写し す　　・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票+本人確認書類の写し れ　　か か ↓ 本人確認書類の例 1点（顔写真付き）：運転免許証・パスポート・在留カード・学生証 2点（顔写真なし）：健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">④の提出がない場合は、保育課で個人番号（マイナンバー）を確認します。</div>
令和6年1月1日時点で新座市に住民票がない方	令和6年度課税証明書 ※保育料の算定で必要となります。また、提出がない場合、同一指紋の判定で優先度が下がることがあります。	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
令和7年1月1日時点で新座市に住民票がない方	令和7年度課税証明書 ※保育料の算定で必要となります。令和7年度課税証明書は、令和7年6月以降に提出してください。 ※新座市外からの申請の場合は、課税証明書の提出が必要です。	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
満6歳未満の祖父母と同居している方 ※同住所世帯分離の場合も同居とみなします	満6歳未満の祖父母の③保育の必要性の事由に応じた書類	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母
一時保育を利用している方※週3日以上	保育施設等在室証明書(ダウンロード可)	<input type="checkbox"/>
認可外保育施設（家庭保育室）に預けている方 ※週3日以上・有償	保育施設等在室証明書(ダウンロード可)	<input type="checkbox"/>
育児休業の延長を許容できる方 ※入園を希望の方は提出不要	育児休業延長を許容できる旨の申立書(ダウンロード可) ※申立書を提出された方は、利用調整の際に入所の優先度を下げて選考を行っております。 空きがある場合は、内定する可能性があります。	<input type="checkbox"/>
保育士として就労又は就労予定の方 ※市内認可保育施設に1年以上就労継続を同意いただける場合	市内認可保育施設の就労（内定）証明書(ダウンロード可)・保育士証の写し 保育士就労継続同意書(ダウンロード可)	<input type="checkbox"/>
生活保護受給者の方	生活保護受給証の写し	<input type="checkbox"/>
離婚調停中又は離婚裁判中の方	証明となる書類の写し（家庭裁判所からの調停期日通知書[夫婦関係調整事件]など） ひとり親であることの申立書(ダウンロード可)	<input type="checkbox"/>
申請児童に障がいや病気等がある場合	診断書（任意の様式）又は障がい者手帳の写し	<input type="checkbox"/>
申請児童の保護者又は同居している家族が障がい者手帳を所持している場合	障がい者手帳の写し	<input type="checkbox"/>
特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童が世帯にいる場合	在園証明書（任意の様式）※保育料の算定に影響します。	<input type="checkbox"/>

○記入内容の確認

対象者	必要書類	チェック
①「教育・保育給付認定申請書件保育施設利用申込書」		
全員	「令和7年度幼稚園・保育園・小規模保育施設等のご案内」を読んだ上で、すべての該当欄に記入した。	<input type="checkbox"/>
0歳児クラスへの入所を申請する方	申請児童の月齢が希望する保育施設の保育年齢（月齢）に達していることを確認した。	<input type="checkbox"/>
②「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（1枚目 表面）」		
全員	①「世帯の状況」：世帯員全員の氏名等を記入した。 ①「祖父母」：市内在住・市外在住・不存在のいずれかにチェックをし、市内在住の場合は氏名等を記入した。 ※同居・別居の状況が“同居”かつ年齢が満6歳未満の祖父母の場合、就労証明書等の提出がなければ指数が減点の対象となります。	<input type="checkbox"/>
	②「利用を希望する施設名」：希望順位は、他の希望者と同点となった場合、影響することがあります。	<input type="checkbox"/>
	③「税情報等の取得・負担額情報提供への同意欄」：保護者氏名を記入した。	<input type="checkbox"/>
	④「利用希望時間」：希望する保育施設の利用可能時間の範囲内で利用希望時間を記入した。 ※0歳児クラスの利用可能時間は、他のクラスより短縮している施設があります。	<input type="checkbox"/>
③「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（1枚目 裏面）」		
全員	④「利用希望時間」：8時30分から16時30分まで（短時間）とした。	<input type="checkbox"/>
求職要件又は疾病・障がい要件での申請の場合	④「利用希望時間」：8時30分から16時30分まで（短時間）とした。	<input type="checkbox"/>
④「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（2枚目 表面）」		
児童の健康・発達について	必要事項をすべて記入した。	<input type="checkbox"/>
⑤「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（2枚目 裏面）」		
兄弟姉妹で同時の申請	②「2人以上の申請がある方」：兄弟姉妹で同じ番号を○した。	<input type="checkbox"/>
小規模保育施設卒園児童と一緒に兄弟姉妹の申請をする場合	②「2人以上の申請がある方」：「全員同時になければ入所を希望しない場合」の1又は2を選択すると、小規模保育施設卒園児童の転園が難しくなります。 ※小規模保育施設卒園児童は、保護者が復職しない場合でも転園可能です。そのため、3を選択し、「入所優先児童」を小規模保育施設卒園児童にした方が、小規模保育施設卒園児童の預け先が確保しやすくなります。	<input type="checkbox"/>
⑥のうち「就労証明書」		
育児短時間勤務制度を利用予定の場合	12「育児のための短時間勤務制度の利用有無」欄と併せて、6「就労時間」が記入されている。⇒記入がない場合は勤務先の記入が必要です。	<input type="checkbox"/>
育児休業中の方	育児休業が保育施設入所日の前々日以前に満了し、延長不可の場合、育児休業期間明けの加点はありません。 最初に申請した月の翌月以降の入所保留通知は必要ですか。 ※育児休業の延長のために、必要な場合があります。 ※始めて申請した月よりも前の月にチェックしたものは無効となります。 ※前月15日頃に通知を郵送します（1月分は、12月15日頃に発送）。	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 5月分・ <input type="checkbox"/> 6月分・ <input type="checkbox"/> 7月分・ <input type="checkbox"/> 8月分 <input type="checkbox"/> 9月分・ <input type="checkbox"/> 10月分・ <input type="checkbox"/> 11月分・ <input type="checkbox"/> 12月分 令和8年 <input type="checkbox"/> 1月分・ <input type="checkbox"/> 2月分・ <input type="checkbox"/> 3月分 <input type="checkbox"/> 不要
保育施設に入所する前に就労開始される方	保育施設に入所するまでの申請児童の預け先はどこですか。	<input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 親類・知人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
郵送に当たって		
全員	締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。締切日以降に到着した申請については、次回の利用調整から審査の対象となります。 ※5月入所申請の締切日である4月7日までに申込書類が保育課へ届かず、4月8日に保育課へ届いた場合は、6月入所の利用調整から審査の対象となります。	<input type="checkbox"/>
	申込書類を保育課以外へ提出された場合、選考対象外となります。 ※保育施設では、申込書類の受付をしておりません。ご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	書類不備等の場合、選考対象外又は選考上、不利になる場合があります。	<input type="checkbox"/>
	郵送事故による責任は負いかねますので、不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。郵便事故について、新座市では一切責任を負いません。	<input type="checkbox"/>